檜原村における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン 宿泊施設用

令和2年6月8日 檜原村エコツーリズム推進協議会

1. はじめに

緊急事態宣言が解除され、檜原村として経済・社会活動の再活性化に向けての取り 組みを進めるにあたり、村民が安心して生活できる居住環境を維持していくことはも ちろんのこと、観光立村を標榜する当村においては、新型コロナウイルス感染症に対 する不安要素を徹底的に排除した観光振興を進める必要があります。

檜原村では持続可能な観光として「エコツーリズム」を推進し、地域の自然環境や その自然とのかかわりから生まれた村の歴史・文化資源を持続的に保全し、その積極 的な活用を通じた、活力ある観光地域づくりを進めています。

宿泊施設は、当村が進める「エコツーリズム」の推進において欠かせない存在の一つであり、特に旅館や民宿などが多い檜原村においては「檜原村の自然と文化を守るエコツーリズム」を深く体感できる施設であることから、この度、「檜原村における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(宿泊施設用)」を作成しました。

各事業者においては、必要と思われる部分においての実施を求めるものとし、新型コロナウイルスの感染予防に取り組んでいただきたいと思います。ただし、ガイドラインは感染防止を図っていくために、各箇所においてそれぞれの置かれている特性に合わせて、より有効な実施体制を作ってもらうための指針を示したものであり強制するものではありません。

2. 具体的な対策の検討にあたっての考え方

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言にしたがって、対策の検討にあたっては、以下の点に留意した。

- 新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や宿泊客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討
- 接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位(パブリックエリアの家具類、フロントデスク、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、テレビや空調機等のリモコン、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、自動販売機など)には特に注意
- 飛沫感染のリスク評価としては、換気の状況を考慮しつつ、人と人との距離がどの 程度保てるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価・

3. 具体的な感染防止対策

- (1) 留意すべき基本原則と各エリア・場面の共通事項
- ① 留意すべき基本原則
 - 従業員と宿泊客及び宿泊客同士の接触をできるだけ避け、対人距離を確保(で

- きるだけ2mを目安に) する
- 感染防止のための宿泊客の整理(チェックイン・アウト時に密にならないよう に対応。)
- ロビー、大浴場、食事処・レストラン等、多くの宿泊客が同時に利用する場所での感染防止
- 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- マスクの着用(従業員及び宿泊者・入館者に対する周知)
- 施設及び客室の換気
- 施設内の定期的な消毒
- 宿泊客への定期的な手洗い・消毒の要請
- 従業員の毎日の体温測定、健康チェック

② 各エリア・場面の共通事項

- 他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- 複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する
- 手や口が触れるようなもの(コップ、箸など)は、適切に洗浄及び消毒する又は使い捨てにするなど特段の対応を図る
- 頻度が多く人と人が対面する場所がある時は、距離を保つ又はアクリル板・透明ビニールカーテンなどで飛沫感染を防止する
- ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する
- 手洗いや手指消毒の徹底を図る
- 宿泊客や従業員がいつでも使えるようにアルコール液を施設内(客室、風呂、 共用トイレ等)に設置
- 宿泊客、従業員の中に無症状感染者がいる可能性があることを踏まえて、感染 防止策を取る
- 自社バスでの送迎の場合は、密集しないよう人数を制限して運行する

(2) 各エリアごとの留意点

- ① 入館時(ロビーやお客様の受け入れ玄関等)
 - 新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛、けん怠感などの症状がある人は申し出るように呼びかける。宿泊客から申し出があった場合は、同意を得た上で、速やかに保健所(帰国者・接触者相談センター)へ連絡し、その指示に従う
 - なお、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、宿泊客等の名簿を適正に管理する
 - 入口等お客様の受け入れ場所には手指の消毒設備(アルコール等)を設置する
 - 入館の際に手指の消毒を依頼する

② 送迎時

• 送迎車の運転席と後部座席の間にはビニールシート等で仕切りの設置やもしく は感染防止用の機器の設置等を検討し、運転手とお客様の安全確保に務める。

③ チェックイン

(チェックイン待ち)

■ 間隔を空けた待ち位置の表示など、宿泊客同士の距離を保つ

• 客室でのチェックイン手続きに変更 等

(チェックイン手続き)

- フロントデスクが設置されている場合は、宿泊客との距離を保つ又はアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- モバイルによるプリチェックインの導入等

(宿泊カードの記入)

- 宿泊カードのオンライン化
- フロントデスク、筆記具等の頻繁な清拭消毒等

(館内・客室案内)

• 従業員による説明ではなく、文書の配布や動画の紹介等を導入

(ルームキー、キーカードの受渡し)

- 生体認証やモバイル端末によるキーレスシステムの導入
- 返却されたルームキー・キーカードの消毒徹底等

(団体旅行や修学旅行の受入れ時の対応)

• チェックイン時は代表者がまとめてチェックインを行い、ツアー参加者は一つ の場所に固まらず、分散して待機を行うよう要請

④ 客室

(部屋のドアの開閉)

• ドアノブの清拭消毒

(部屋の設備(※) への接触)

客室清掃時に、消毒剤(洗浄剤・漂白剤等)を使って表面を清拭※ テレビ・空調のリモコン、金庫、部屋の照明スイッチ、スタンド、座卓、押し入れ、冷蔵庫、電話機、トイレ、水栓等

(部屋の備品(※)への接触)

コップ、急須、湯飲み等は消毒済みのものと交換。使用済アメニティは廃棄、 館内用スリッパは使い捨てに変える又は消毒を徹底等※ ドライヤー、座椅子、座布団、スリッパ等

(換気)

- 空調機を外気導入に設定
- 一定時間ごとに客室の窓を開けての換気を要請等

(家族等普段生活している人以外との相部屋)

同居者以外との相部屋の場合は、相手の同意を得ることに留意 また、団体旅行や修学旅行の場合、ツアー出発前に事前に参加者への確認を行 うことを要請

⑤ 大浴場

入場人数の制限

(更衣室)

- ドアノブ、セキュリティロック等の清拭消毒
- 定期的なロッカーの清拭消毒
- 浴場での貸しタオル中止、客室から清潔なタオルの持参を要請等

(浴室内)

- 備品等の清拭消毒
- 浴室内の換気強化
- 浴室、浴槽内における対人距離の確保の要請
- 浴室、浴槽内における会話を控えることを要請等

(化粧台)

▶ ドライヤー等備品の清拭消毒、化粧品・ブラシ等は持参を要請等

(休憩室)

- 一度に休憩する人数を減らし、対面で会話をしないようにする
- 休憩スペースは、常時換気することに努める
- 共有する物品(テーブル、いす等)は、定期的に消毒する
- 使用後の備品(ソファー、マッサージ機器、体重計等)の清拭消毒の協力要請
- 水や飲料サービス機器のボタン等の定期的な清拭消毒等

⑥ 食事関係

- 食事処、レストラン等の接待を伴わない飲食店として都道府県の施設使用制限 に従うが、その徹底した感染防止対策としては以下のことに留意するものとす る。
- なお、接待のある宴会や会食、カラオケは、都道府県の施設使用制限に従い、 実施する場合は、十分な距離を取ること等に留意すること。

i) 宴会場

(宴会・会食)

- 参加人数、滞在時間の制限、席の間隔に留意
- 従業員のマスク着用
- 宿泊客に食事開始までマスク着用を要請
- 発熱、咳、かぜ症状のある人は入場遠慮を要請
- 入場時、手洗いまたは手指消毒の徹底
- 座布団、座椅子、脇息、お膳等は開始前、宴会終了後の消毒徹底
- 横並び着席の推奨(座席レイアウトの変更)
- 宴会場の換気強化
- お酌や盃の回し飲みは控えるよう要請
- 従業員と宿泊客の接触を極力減らす(従業員からの料理説明を料理説明メモに変更等)
- 鍋料理や刺身盛り等は一人鍋、一人盛りに極力変更、従業員が取り分け等

(従業員の料理提供)

- 盛り付け担当者の衛生管理徹底
- 従業員の衛生管理徹底
- 下膳と同時に料理提供をしない 等

(食べ終わった食器類の下膳)

下膳作業後の手洗い、手指消毒の徹底

ii) 食事処

(食事)

- 宿泊客に食事開始までマスク着用を要請
- 従業員のマスク着用
- 発熱、咳、かぜ症状のある人は入場遠慮を要請
- 入場時、手洗い又は手指消毒の徹底
- 利用の都度、備品等を清拭消毒
- 横並び着席の推奨、テーブルの間隔を広げる(座席レイアウトの変更)
- 参加人数、滞在時間の制限
- 会場の換気強化
- お酌や盃の回し飲みは控えるよう要請
- 従業員と宿泊客の接触を極力減らす(従業員からの料理説明を料理説明メモに変更等)
- 鍋料理や刺身盛り等は一人鍋、一人盛りに極力変更、従業員が取り分け等

(従業員の料理提供)

- 盛り付け担当者の衛生管理徹底
- 従業員の衛生管理徹底
- 下膳と同時に料理提供をしない 等

(食べ終わった食器類の下膳)

- 下膳作業後の手洗い、手指消毒の徹底
- グループ毎に食事後のテーブル等を消毒

iii)部屋食

(調理場→パントリー→客室への料理の運搬)

• 運搬用機器の手に触れる部分の清拭消毒

(客室内での料理の提供)

- 横並び着席の推奨
- 客室入室後、手指消毒をしてから料理を並べる
- できるだけ一度に料理を提供し、従業員の客室への入室回数を少なくする
- 従業員のマスク着用
- 従業員と宿泊客の接触を極力減らす(従業員からの料理説明を料理説明メモに変
- 鍋料理や刺身盛り等は一人鍋、一人盛りに変更、従業員が取り分け

(食べ終わった食器類の下膳)

下膳作業後の手洗い、手指消毒の徹底

(客室内で冷蔵庫から出した飲料を飲む)

客室内コップの交換、冷蔵庫内飲料提供の中止、又は消毒を徹底した上での配置

⑦ チェックアウト

(ルームキーの返却)

フロントスタッフの手指消毒、返却後のキーの消毒

(宿泊料金の支払い)

フロントデスク上にアクリル板等を設置する、カード決済による非対面チェックアウト手続き

⑧ 清掃等の作業

(従業員が客室の布団上げ)

■ マスクを着用し、使用後のリネン類は、回収後に人が触れないように密閉保管

(客室清掃)

- 清掃時のマスク・使い捨て手袋の着用
- 使用した浴衣、室内スリッパ等はすべて洗濯・消毒済みのものと交換
- 使用済みタオルは、回収後に人が触れないように密閉保管し、洗濯・消毒
- ゴミはビニール袋で密閉して処理

(浴場清掃)

- 浴室内の設備・備品を清拭消毒
- 清掃時に換気し、完全に空気を入れ替える
- 脱衣室内の設備・備品を清拭消毒、ロッカー内部も清拭消毒
- 使用済みタオルは密閉保管し、洗濯・消毒
- 浴槽水等の消毒の徹底

(館内清掃)

- 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する
- 通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要であり、ドアノブやエレベーターのボタン、階段の手すり、フロントデスク、ロビー内の家具、共用パソコンなどは、定期的にアルコール液で拭く
- 手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い
- 自動販売機は自販機ボタン、取り出し口の頻繁な清拭消毒
- 宿泊客用スリッパ等は使用後の清拭消毒、又は使い捨てに変更
- ⑨ トイレ(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)
 - 便器内は、通常の清掃で良い
 - 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う
 - トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する

- ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する
- ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する
- 常時換気をオンにしておくなど換気に留意
- ⑩ 従業員等の休憩スペース(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)
 - 使用する者はマスク着用
 - 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする
 - 休憩スペースは、常時換気することに努める
 - 共有する物品(テーブル、いす等)は、定期的に消毒する
 - 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする

(3) 宿泊客の感染疑いの際の対応

- 万一、発熱や呼吸困難、けん怠感など、感染の疑われる宿泊客がいる場合、客室内で待機し、マスク着用をお願いし、外に出ないようにお願いする(同行者も同様)
- 事前に他の宿泊客と区分して待機する部屋等を決めておく
- 食事も客室にお届けし他の宿泊客との接触を避ける。その宿泊客と対応するスタッフも限定する。対応時にはマスクを着用する
- 保健所の「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、感染の疑いのある宿泊客の状況や症状を伝え、その後は保健所からの指示に従う
- 当日の宿泊者名簿を確認し、保健所への提出に備える
- 館内の他の宿泊客への情報提供は、保健所の指示に従う

本ガイドライン作成は、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン (第1版) /全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会・日本旅館協会・全日本シティホテル連盟 (令和2年5月14日)」を元に作成したものである。